

	罹災前の全家財	数量	金額(円)	罹災程度	被害数量	被害金額(円)
そ の 他	食器類	70	65,000	全部	70	65,000
	調理器具	30	100,000	全部	30	100,000
	炊飯器	1	30,000	全部	1	30,000
	電子レンジ	1	20,000	全部	1	20,000
	トースター	1	15,000	全部	1	15,000
	冷蔵庫	1	150,000	全部	1	150,000
	カメラ	2	70,000	一部	1	40,000
	テレビ	3	300,000	一部	2	200,000
	パソコン	3	300,000	全部	3	300,000
	エアコン	4	480,000	一部	3	360,000
	DVDデッキ	3	200,000	一部	2	140,000
	音響機器	2	100,000	全部	2	100,000
	ラジオ					
	掃除機	2	60,000	全部	2	60,000
洗濯機	1	100,000	全部	1	100,000	
照明機器	10	160,000	一部	4	75,000	
アイロン	1	7,000	全部	1	7,000	
プリンター	1	50,000	全部	1	50,000	
電話機	2	50,000	全部	2	50,000	
スマートフォン・携帯電話	4	250,000	一部	2	150,000	
時計(腕)	4	40,000	一部	2	20,000	
〃(柱・置)	5	55,000	一部	3	35,000	
ドライヤー	2	10,000	全部	2	10,000	
扇風機・ストーブ	3	30,000	全部	3	30,000	
布団	16	80,000	一部	13	60,000	
毛布類	8	40,000	一部	6	30,000	
シーツ	16	16,000	一部	13	13,000	
自動車	1	1,500,000	無			
小計	197	4,278,000	—	172	2,210,000	
合計	436	7,278,000	—	321	4,180,000	

(注) 罹災前の全家財欄には、組合員とその被扶養者所有の家財全てを記入し、被害数量、被害金額欄には被害を受けたもののみを記入してください。
 なお、「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な財産であり、不動産、現金、有価証券、貴金属等は含みません。

(注) 罹災程度欄には、有か無又は一部と記入してください。

(注) 自家用車については、通勤手当が支給されている車両のみ「家財」に含みます。

上記のとおり申告します。
 兵庫県市町村職員共済組合理事長様

記号番号 549-217

令和 3 年 7 月 1 日

組合員氏名 共済 太郎